山形県内の中小企業・小規模事業者の皆様へ

山形県

令和7年度の最低賃金の大幅な引上げに伴い賃金を引き上げた事業者の皆様を支援します!!

締切延長!
令和9年1/29(金)が申請期限です

申請期間 令和8年2月20日(金)～令和9年1月29日(金)



地域別最低賃金の引上げへの対応として、
急激な賃上げに苦慮する事業者の皆様の負担を軽減し、
賃金アップを後押しするための支援金です。

上限額も大幅UPしました!

支援金額

1時間あたりの賃金の引上げ額に応じて、従業員1人あたり以下の金額を支給します。
〈支給上限〉1事業者 1,500万円

引上げ額	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
77円以上の引上げ	5万円	3万円
64円以上77円未満の引上げ	4万円	2万円

支給対象となる事業者

山形県内に事業所を有し、以下の要件を満たす中小企業・個人事業主が対象です。



雇用実態	山形県内の事業所で従業員(常時使用)を1人以上雇用していること。
納税状況	山形県税に未納がないこと。
税制併用	直近の決算で「賃上げ促進税制」を適用していないこと。
その他	過去5年間に重大な法令違反や、不正受給の経歴がないこと。



詳細はこちらから

※この事業は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

支給の要件

令和7年度の最低賃金決定日（令和7年10月1日）以降 令和7年12月23日の適用日までの間に、
以下の要件で賃金を引き上げた場合が対象です。

※ただし、令和7年12月23日以前にさかのぼって引き上げる場合も可とします。詳細は特設サイトをご覧ください。

対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者
（ただし、非正規雇用労働者は週の所定労働時間が20時間以上）

※厚生労働省の「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」受給者及び
受給見込み者は対象外です。

引上げ内容

時給1,032円未満の従業員の時給を64円以上引き上げ、1,032円以上にすること。

継続義務

賃金引き上げ後、1年以上の雇用を継続する必要があります。
また、引き上げた賃金以上の賃金水準についても、1年以上継続する必要があります。

申請について

申請期間

令和8年2月20日（金）～令和9年1月29日（金）

※予算上限に達し次第、受付を終了します。

申請方法

専用WEBサイトからの電子申請（電子申請ができない環境に限り郵送で受け付けます）
申請から振込まで　1～2ヶ月程度

必要書類

①支援金申請書
②従業員一覧表兼給与計算シート
③労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写しなど
④賃金台帳の写し（賃金改定前月及び賃金改定後から申請時まで）
⑤預金通帳の写し（振込口座に関する情報が記載されているもの）
⑥賃上げ促進税制を利用してないことが確認できる書類
（法人税申告書または青色申告書の写しなど）

その他、追加で資料を求める場合があります。

支給までの流れ

STEP 01 申請



申請者が事務局へ申請を行います。申請方法は電子申請を基本とします。※1

STEP 02 審査



事務局および県が審査し、確認事項、不備がある場合は電話やメール等にて修正や追加資料の提出を依頼します。

STEP 03 支給決定・不支給決定



審査の結果、認められた場合、山形県賃金引上げ緊急支援金支給決定通知を行います。

STEP 04 振込



支給決定通知を送付した申請者に対して、山形県より振込を行います。※2

※1電子申請ができない環境に限り、郵送での申請を受け付けます　※2不備等がない場合、申請書類の受理から給付金の振込まで、1ヶ月から2ヶ月程度かかる見込みです。

お問い合わせ

山形県賃金引上げ緊急支援事業事務局

Tel.0570-025-802

https://j-lppf3.jp/yamagata-chinage/

受付時間
平日9:00～17:00
土日祝・年末年始（12/29～1/3）を除く

詳細はこちらから